

令和5年5月30日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年6月定例会議議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	令和 5 年度宮古市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 号	令和 5 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 号	宮古市市税条例等の一部を改正する条例
議案第 4 号	損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて
議案第 5 号	市道末広町線電線共同溝整備（その 2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第 6 号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第 7 号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第 8 号	市道路線の認定について

議案第1号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,253,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
15 国庫支出金		4,725,981	29,353	4,755,334
	1 国庫負担金	2,861,103	1,700	2,862,803
	2 国庫補助金	1,855,395	27,653	1,883,048
16 県支出金		2,044,502	25,712	2,070,214
	1 県負担金	1,212,403	3,750	1,216,153
	2 県補助金	618,893	21,962	640,855
18 寄附金		1,990,002	3,000	1,993,002
	1 寄附金	1,990,002	3,000	1,993,002
19 繰入金		3,006,608	126,906	3,133,514
	1 基金繰入金	3,006,608	126,906	3,133,514
21 諸収入		553,523	6,100	559,623
	4 雑入	191,388	6,100	197,488
補正されなかった款項にかかる額		21,741,808		21,741,808
** 歳入合計 **		34,062,424	191,071	34,253,495

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
2 総務費		5,984,368	6,060	5,990,428
	1 総務管理費	5,221,066	6,060	5,227,126
3 民生費		10,133,536	21,605	10,155,141
	1 社会福祉費	5,508,398	5,208	5,513,606
	2 児童福祉費	3,266,952	13,891	3,280,843
	3 生活保護費	1,359,186	2,506	1,361,692
4 衛生費		2,804,067	44,465	2,848,532
	1 保健衛生費	1,602,722	44,465	1,647,187
7 商工費		910,959	4,000	914,959
	1 商工費	910,959	4,000	914,959
12 公債費		3,969,762	114,941	4,084,703
	1 公債費	3,969,762	114,941	4,084,703
補正されなかった款項にかかる額		10,259,732		10,259,732
** 歳出合計 **		34,062,424	191,071	34,253,495



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金			
目			補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金			117,646	1,700	119,346
** 計 **			2,861,103	1,700	2,862,803

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目			補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金			202,472	8,636	211,108
2 民生費国庫補助金			202,355	1,252	203,607
3 衛生費国庫補助金			260,257	17,765	278,022
** 計 **			1,855,395	27,653	1,883,048

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 1 県負担金			
目			補正前の額	補正額	計
1 民生費県負担金			1,056,052	3,750	1,059,802
** 計 **			1,212,403	3,750	1,216,153

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目			補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金			36,382	19,962	56,344
6 商工費県補助金			35,000	2,000	37,000
** 計 **			618,893	21,962	640,855

会計 款 項		一般会計 18 寄附金 1 寄附金			
目			補正前の額	補正額	計
1 寄附金			1,990,002	3,000	1,993,002
** 計 **			1,990,002	3,000	1,993,002

節		金額	説明
区分			
2	感染症予防事業費等	1,700	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金 1,700

節		金額	説明
区分			
7	デジタル田園都市国家構想交付金	8,636	デジタル田園都市国家構想交付金 8,636
8	生活困窮者就労準備支援事業等補助金	1,252	生活困窮者就労準備支援事業等補助金 1,252
5	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	17,765	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 17,765

節		金額	説明
区分			
15	災害弔慰金等	3,750	災害弔慰金等 3,750

節		金額	説明
区分			
10	地域経営推進費	19,962	地域経営推進費 19,962
2	地域基幹産業人材確保支援事業	2,000	地域基幹産業人材確保支援事業 2,000

節		金額	説明
区分			
1	総務費寄附金	3,000	まち・ひと・しごと創生寄附金 3,000

1 歳 入

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金				
目		補正前の額	補 正 額	計		
1	財政調整基金繰入金	1,047,220	21,078	1,068,298		
3	市債管理基金繰入金	400,000	114,941	514,941		
7	教育振興基金繰入金	7,169	△1,659	5,510		
10	東日本大震災復興基金繰入金	597,569	△18,845	578,724		
13	子ども・子育て幸せ基金繰入金	25,964	10,891	36,855		
16	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	2,800	500	3,300		
** 計 **		3,006,608	126,906	3,133,514		

会計 款 項		一般会計 21 諸収入 4 雑入				
目		補正前の額	補 正 額	計		
5	雑入	191,384	6,100	197,484		
** 計 **		191,388	6,100	197,488		



節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	21,078	財政調整基金繰入金	21,078
1	市債管理基金繰入金	114,941	市債管理基金繰入金	114,941
1	教育振興基金繰入金	△1,659	教育振興基金繰入金	△1,659
1	東日本大震災復興基金繰入金	△18,845	東日本大震災復興基金繰入金	△18,845
1	子ども・子育て幸せ基金繰入金	10,891	子ども・子育て幸せ基金繰入金	10,891
1	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	500	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	500

節		金額	説明	
区	分			
11	雑入	6,100	コミュニティ助成事業助成金	1,300
			スポーツ振興くじ助成金	4,800

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,425,139		1,425,139	6,340			
		7 企画費	100,558		100,558		2,200		△2,200
		8 公共交通対策費	272,205	1,135	273,340				
		9 地域振興費	1,427,029	1,300	1,428,329				1,300
		15 諸費	31,953	3,625	35,578				
		** 計 **	5,221,066	6,060	5,227,126	6,340	2,200		△900

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	2,104,099	5,208	2,109,307		3,750		1,458
		** 計 **	5,508,398	5,208	5,513,606		3,750		1,458

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 児童福祉総務費	164,654	10,891	175,545				10,891
		3 児童福祉施設費	1,160,728	3,000	1,163,728				3,000
		** 計 **	3,266,952	13,891	3,280,843				13,891

会計 款 項	一般会計 3 民生費 3 生活保護費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 生活保護総務費	85,536	2,506	88,042	1,252			
		** 計 **	1,350,536	2,506	1,353,042	1,252			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△6,340			(財源補正)
			(財源補正)
1,135	7 報償費	120	公共交通利用環境管理謝礼金 120
	10 需用費	207	消耗品費 40
			光熱水費 157
			修繕料 10
	11 役務費	22	手数料 17
保険料 5			
14 工事請負費	286	茂市駅電源切替工事費 121	
		陸中川井駅電源切替工事費 165	
18 負担金補助及び交付金	500	地域共助型交通運行支援補助金 500	
18 負担金補助及び交付金	1,300	コミュニティ助成事業助成金 1,300	
3,625	22 償還金利子及び割引料	3,625	国庫支出金等返還金 3,625
△1,580			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	161	特別職非常勤職員報酬 161
	11 役務費	47	通信運搬費 2
			手数料 45
	19 扶助費	5,000	災害弔慰金 5,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	10,891	在宅子育て支援金 10,891
	14 工事請負費	3,000	保育所遊具整備工事費 3,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,254	12 委託料	2,506	生活保護システム改修業務委託料 2,506
1,254			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	4 衛生費	1 保健衛生費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 予防費				445,644	1,700	447,344	1,700			
7 エネルギー推進費				204,262	42,765	247,027	17,765			
** 計 **				1,602,722	44,465	1,647,187	19,465			

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	6 農林水産業費	3 水産業費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 水産業振興費				315,823		315,823		1,733		△1,733
** 計 **				858,681		858,681		1,733		△1,733

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	7 商工費	1 商工費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 商工振興費				449,802	4,000	453,802		2,000		2,000
3 観光費				377,301		377,301		5,666		△5,166
** 計 **				910,959	4,000	914,959		7,666		△3,166

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	8 土木費	4 港湾費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 港湾費				144,831		144,831		7,904		△7,904
** 計 **				144,831		144,831		7,904		△7,904

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	10 教育費	2 小学校費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 教育振興費				248,872		248,872	1,267			
** 計 **				807,244		807,244	1,267			

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	1,700	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 1,700
25,000	12 委託料	7,000	地域脱炭素事業支援業務委託料 7,000
	18 負担金補助及び交付金	35,765	住宅用P P A太陽光発電・蓄電池導入事業費補助金 10,765 省エネ家電買替促進事業補助金 25,000
25,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	4,000	水産加工業人材確保支援事業補助金 4,000
△500			(財源補正)
△500			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,267			(財源補正)
△1,267			

2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 教育振興費	164,177		164,177	1,029			
** 計 **	458,682		458,682	1,029			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健体育総務費	64,449		64,449		2,459		△1,659
2 体育施設費	44,880		44,880				
** 計 **	881,373		881,373		2,459		△1,659

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 元金	3,840,548	114,569	3,955,117				114,569
2 利子	129,213	229	129,442				229
3 公債諸費	1	143	144				143
** 計 **	3,969,762	114,941	4,084,703				114,941

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,029			(財源補正)
△1,029			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△800			(財源補正)
			(財源補正)
△800			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利子及び割引料	114,569	長期債元金償還金 114,569
	22 償還金利子及び割引料	229	長期債償還利子 229
	21 補償補填及び賠償金	143	繰上償還補償金 143





議案第2号

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,861,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		594,344	16,373	610,717
	2 基金繰入金	1	16,373	16,374
補正されなかった款項にかかる額		5,250,962		5,250,962
** 歳入合計 **		5,845,306	16,373	5,861,679

### 2 歳出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,327,965	16,373	1,344,338
	1 医療給付費分納付金	858,898	21,176	880,074
	2 後期高齢者支援金等分納付金	347,702	△5,528	342,174
	3 介護納付金分納付金	121,365	725	122,090
補正されなかった款項にかかる額		4,517,341		4,517,341
** 歳出合計 **		5,845,306	16,373	5,861,679



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 財政調整基金繰入金	1	16,373	16,374
	** 計 **	1	16,373	16,374

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般被保険者医療給付費分納付金	858,897	21,176	880,073				15,648
	** 計 **	858,898	21,176	880,074				15,648

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 2 後期高齢者支援金等分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	347,701	△5,528	342,173				
	** 計 **	347,702	△5,528	342,174				

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 3 介護納付金分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 介護納付金分納付金	121,365	725	122,090				725
	** 計 **	121,365	725	122,090				725

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	16,373	財政調整基金繰入金 16,373

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区	分	
5,528	18	負担金補助及び交付金 21,176	一般被保険者医療給付費分納付金 21,176
5,528			

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区	分	
△5,528	18	負担金補助及び交付金 △5,528	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △5,528
△5,528			

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区	分	
	18	負担金補助及び交付金 725	介護納付金分納付金 725



議案第3号

宮古市市税条例等の一部を改正する条例  
(宮古市市税条例の一部改正)

第1条 宮古市市税条例(平成17年宮古市条例第76号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
2	<p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期</p>	<p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び県民税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項</p>

(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。



4 〔略〕

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

4 〔略〕

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公

等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年

的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された

<p>金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>3 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申</u></p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 [略]</p>

告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮古市市税条例等の一部を改正する条例(令和4年宮古市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の表の2の項中

「

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の市民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>
3 [略]	3 [略]

を

「

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の</p>	<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第</p>

」

規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 〔略〕

5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 〔略〕

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正部分は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条の表の2の項の改正部分並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（第1条の表の2の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例（以下「令和6年新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条の表の3の項の改正部分及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 令和6年新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分

の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 第1条の表の3の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第1条の表の1の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例第82条第1号エ及び令和6年新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和6年新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第4号

損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

### 1 あっせんの申立先

住所 東京都港区西新橋一丁目5番13号

名称 原子力損害賠償紛争解決センター

### 2 あっせんの申立人及び申立ての相手方

#### (1) 申立人

住所 宮古市宮町一丁目1番30号

名称 宮古市

#### (2) 申立ての相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

名称 東京電力ホールディングス株式会社

### 3 あっせんの申立ての趣旨及び原因

#### (1) 申立ての趣旨

申立人が平成23年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成27年4月1日から令和4年3月31日までに発生したもの（次号において「対策費用」という。）について、相手方は、損害賠償の額2,180,580円を申立人に支払うよう、あっせんを求める。

#### (2) 申立ての原因

申立人は、対策費用について損害賠償を求めたものであるが、相手方は、これに応じないものである。

### 4 あっせんの申立てに関する方針

申立人は、相手方が損害賠償の額の一部の額の支払に合意した場合には、損害賠償を求める額から当該合意した額を控除した額であっせんに申し立てることができるものとする。

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

東京電力福島原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第5号

市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

令和3年10月1日に議会の議決（令和4年3月16日変更議決）を経た市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「397,893,100円」を「435,602,200円」に改める。

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

施工時間帯の変更、埋設管路位置の変更、インフレスライド条項の適用等に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

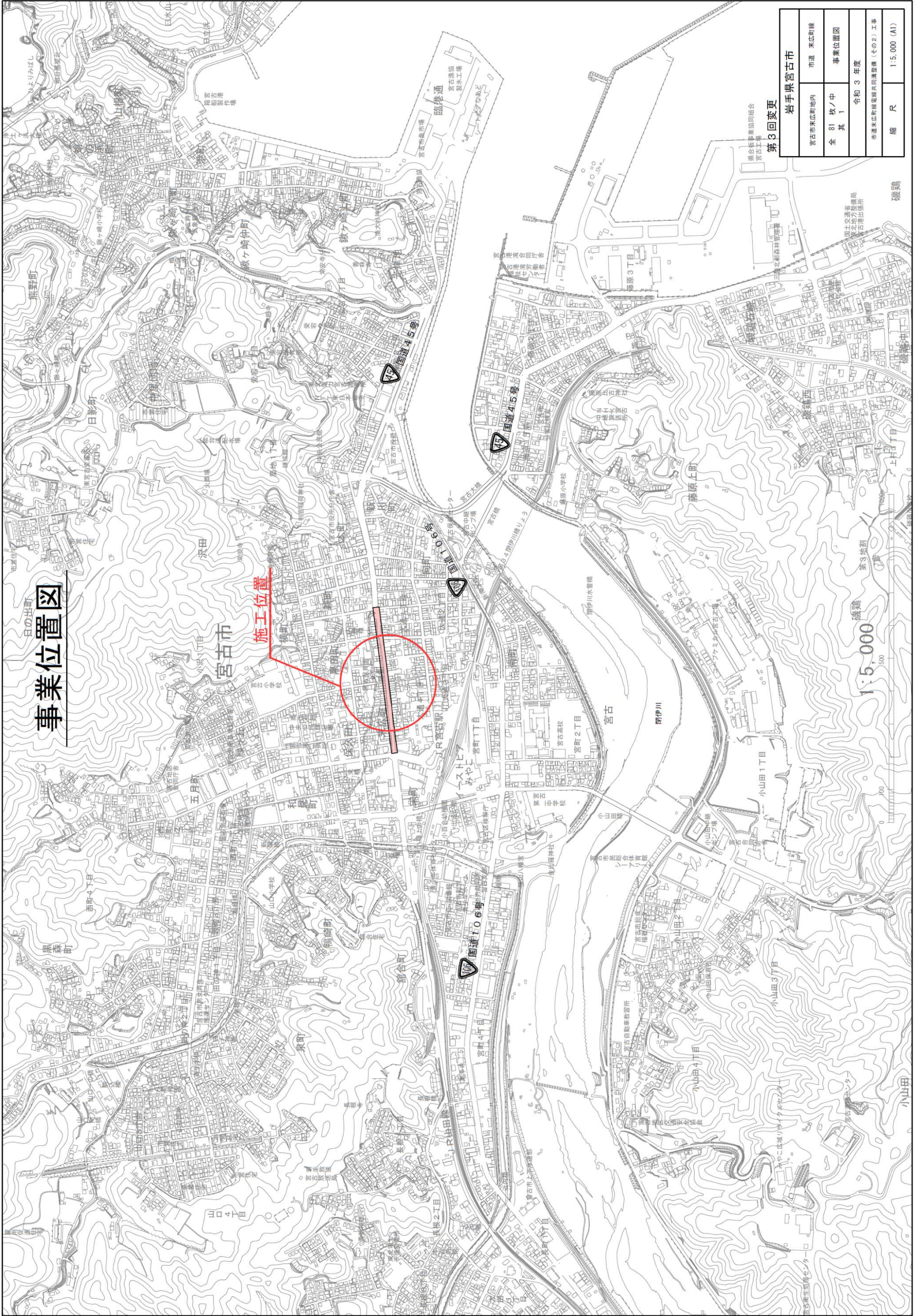
変更の概要

- 1 工 事 名 市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事
- 2 工事場所 宮古市末広町地内
- 3 工 期 令和3年10月2日から令和5年8月31日まで
- 4 請 負 者 住所 宮古市八木沢一丁目5番1号  
名称 株式会社菊地建設  
代表取締役 菊地 和弘

5 変更内容

- (1) 電線共同溝工及び舗装工において、交通及び商店街営業への影響を最小化するため、一部の作業を日中から夜間に変更するもの。
- (2) 埋設管路工において、電線共同溝整備区域から周辺の電柱等に接続する管路の施工を電線事業者による施工に変更することから数量を減とするもの。
- (3) 掘削土工において、上下水道管の移設が行われ、管路の位置を浅くすることが可能になったことから、数量を減とするもの。
- (4) 仮設工において、夜間歩行者の安全確保のため、夜間の交通誘導員を増員するもの。
- (5) 工事請負契約書別記第25条第6項（インフラライド条項）の適用による変更を行うもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
電線共同溝工				
埋設管路工	4,360m	4,011m	▲349m	5,628,000円
掘削土工	1,690 m <sup>3</sup>	660 m <sup>3</sup>	▲1,030 m <sup>3</sup>	▲9,743,000円
仮設工（交通誘導員（夜間））	—	1,460人日	1,460人日	24,717,000円
舗装工				
排水構造物工	546m	546m	0m	1,334,000円
諸経費				15,613,000円
受注者負担額（インフラライド <sup>®</sup> ）				▲3,268,000円
消費税				3,428,100円
合 計				37,709,100円
（うちインフラライド <sup>®</sup> による増額）				(2,136,200円)



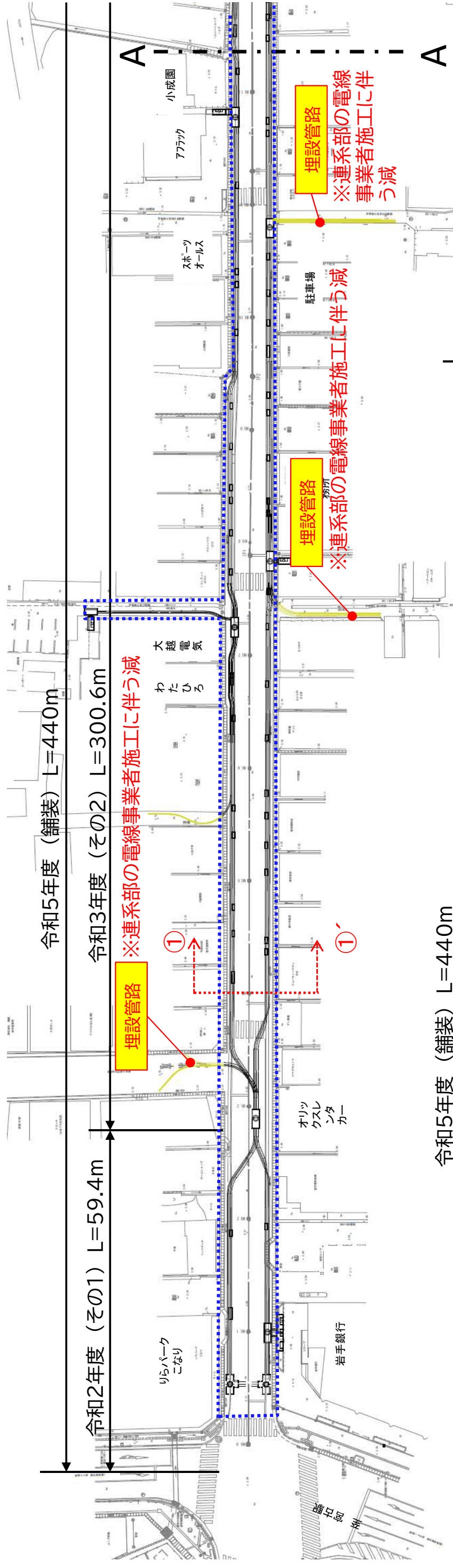
事業位置図

施工位置

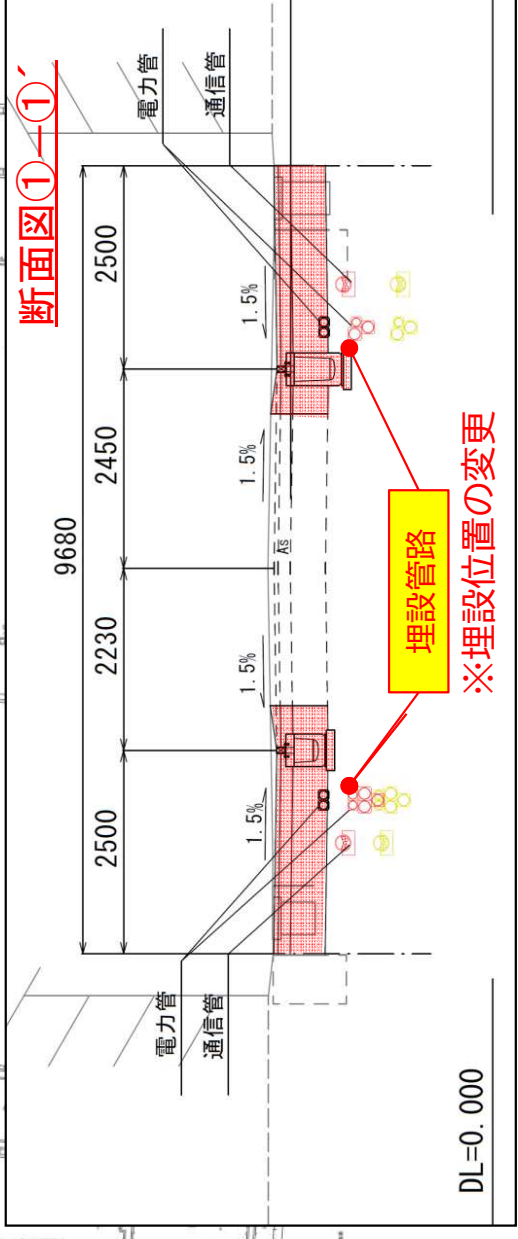
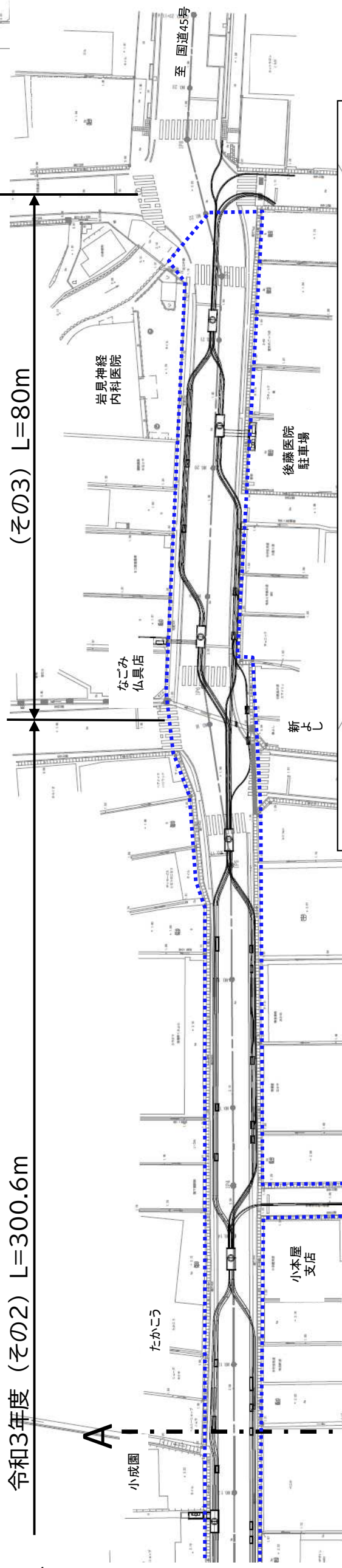
第3回家更

岩手県宮古市	
宮古市米広町地内	市道 米広町線
全 81 枚ノ中 其 1	事業位置図
令和 3 年度	
市道米広町線電線共同溝設置（その2）工事	
縮 尺	1:5,000 (A1)

# 市道末広町線無電柱化推進事業 事業計画図



5 - 4.



凡例	
当初	— (Yellow line)
変更	— (Red line)
区域	⋯⋯ (Blue dashed line)

※連系部とは  
電線共同溝を整備した区域から周辺の電柱等に  
接続する箇所。

埋設管路  
※連系部の電線事業者施工に伴う減

埋設管路

※連系部の電線事業者施工に伴う減

埋設管路

※連系部の電線事業者施工に伴う減

埋設管路

※連系部の電線事業者施工に伴う減

## 議案第6号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する目的  
消防ポンプ自動車を更新するため
- 2 取得する財産

種別	数量	取得価格
消防ポンプ自動車	1台	24,200,000円

- 3 取得の方法  
買入れ
- 4 契約の相手方  
住所 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14  
名称 互光商事株式会社  
代表取締役 玉川 康介  
令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

理由

消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 参考資料

### 消防ポンプ自動車の主な仕様

- 1 形式 消防ポンプ自動車（CD-I型）（キャブオーバー型2列シート）
- 2 駆動方式 4WD（寒冷地仕様）
- 3 乗車定員 6人
- 4 エンジン
  - (1) 種別 ディーゼルエンジン
  - (2) 総排気量 4,000CC
  - (3) 最高出力 74kw以上（100PS）
- 5 寸法
  - (1) 全長 5.74m
  - (2) 全幅 1.90m
  - (3) 全高 2.60m
  - (4) 総重量 7.0t以下
- 6 ポンプ性能 A-2級以上（毎分2t以上の放水能力を有する。）
- 7 真空ポンプ 無給油式
- 8 安全装置
  - (1) ABS
  - (2) LSD
  - (3) 坂道発進補助装置
  - (4) エアバッグ
  - (5) 音声ガイドによる後退、左折警報器
  - (6) 後方監視用カメラモニター
- 9 警告装置等
  - (1) 散光式警光灯
  - (2) LED赤色点滅灯（フロント、側面、リア）
  - (3) 音声合成メッセージ広報付電子サイレン
  - (4) 電動サイレン
- 10 装備等
  - (1) LED灯（計器灯、作業灯、ボックス内灯）
  - (2) LEDサーチライト
  - (3) 自動揚水装置
  - (4) ホースカー
  - (5) 二連梯子手動昇降装置
  - (6) ドライブレコーダー
  - (7) FM・AMラジオ、テレビチューナーを内蔵したバックモニター装備



議案第7号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

電光得点表示盤を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得予定価格
多目的競技表示システム	一式	30,580,000円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 宮古市末広町4番1号

名称 株式会社O.T.A

代表取締役社長 太田 雅則

令和5年5月30日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市民総合体育館において、競技の用に供する多目的競技表示システムを買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

多目的競技表示システム

1 主な仕様

番号	名称	数量
1	多目的競技得点表示盤 (フロアスタンド含む。)	2組
2	防球スタンド	2組
3	競技操作盤	2組
4	時間操作盤	2組
5	チーム名・得点入力装置	2組
6	レスリングインターバルタイマー	2組
7	収納トランク	2組
8	メガホン	2組
9	信号変換ユニット (映像送信機・受信機)	2組
10	付属ケーブル	2組
11	ファール回数表示盤	2組
12	ファール回数操作盤	2組
13	ゲーム・ショットクロック表示盤	2組
14	ゲームクロック操作盤	2組
15	ショットクロック操作盤	2組
16	ブザー装置	2組
17	ブザースイッチボックス	2組
18	タイムアウト請求器	2組
19	請求スイッチ	2組

2 対応する競技

バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、フットサル、テニス、バドミントン、卓球、レスリング

議案第 8 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
255	青野滝向新田線	宮古市田老字青野滝北 8 番 1 地先	
		宮古市田老字向新田 7 4 番 2 地先	

令和 5 年 5 月 30 日提出

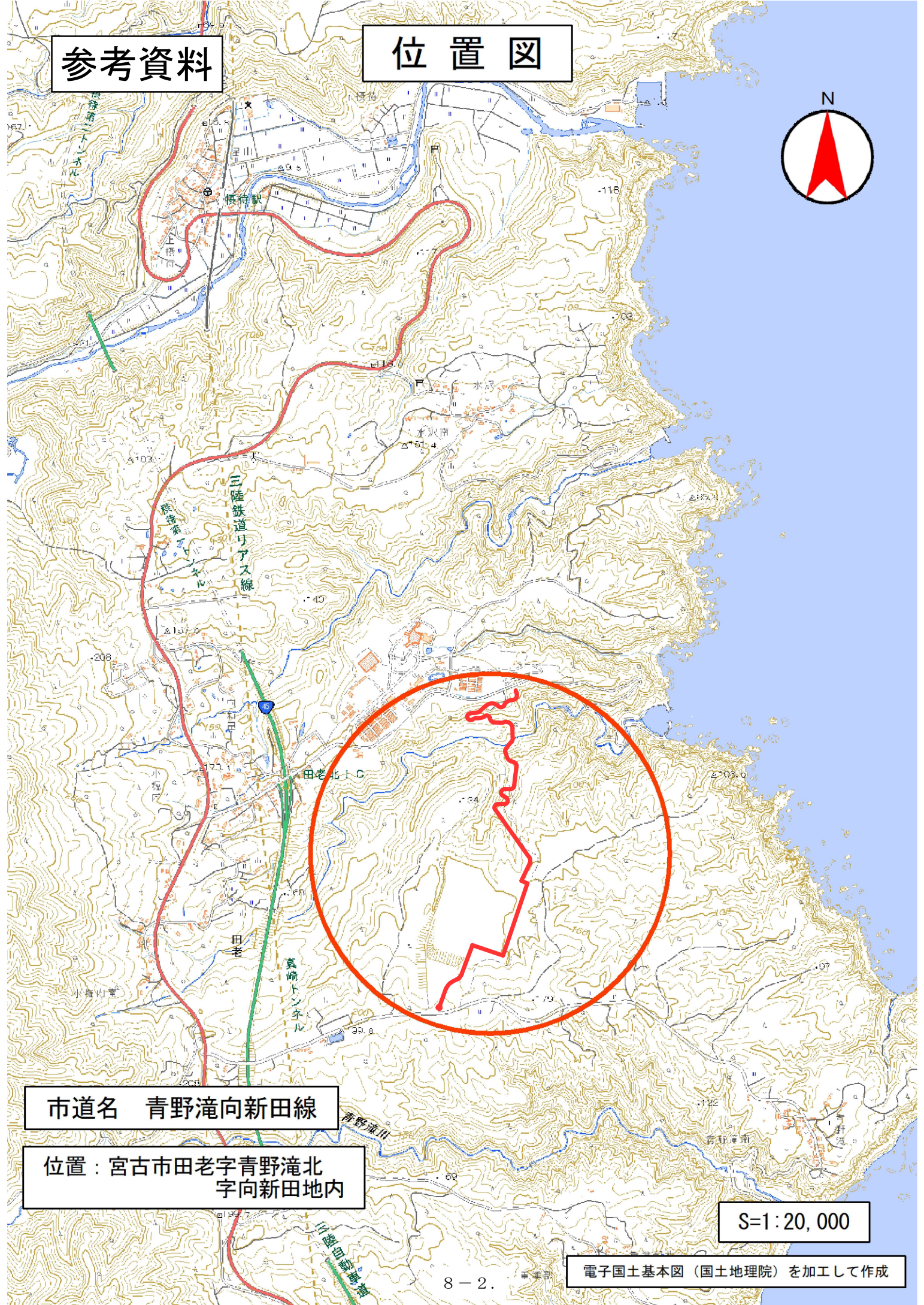
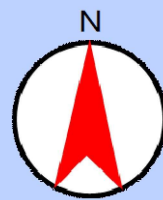
宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

# 位置図



市道名 青野滝向新田線

位置：宮古市田老字青野滝北  
字向新田地内

S=1:20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成